

# 第 1 章 総 則



# 第1節 計画の策定方針

## 1 計画の目的

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、印西市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務または業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

## 2 地震災害対策の基本方針

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災において、広範囲の地域で多くの人的被害や構造物被害、経済的な被害が生じた。本市においても建物の損壊や液状化による被害が多く発生しており、災害に対する備えを強化することは極めて重要な課題となっている。

ただし、災害への備えを万全にしても、災害の発生そのものを完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に立脚し、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード対策、ソフト対策等、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害による社会、経済への影響を最小限にとどめていくことを基本方針とする。

さらに、災害対策に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者や男女共同参画の視点をふまえながら、本市のもつ諸機能を確保していくため、地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

### (1) 災害予防対策

- 1) 市民への地震災害知識の普及や自助・共助活動思想の普及、東日本大震災等の災害教訓の伝承に努めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実に努める。
- 2) 災害に強いまちづくりを進めるため、地盤災害の防止対策、住宅・建築物（建物の耐震対策、高層ビルの防火対策）やライフライン対策（管渠などの耐震対策、液状化対策）などの都市防災対策を進める。
- 3) 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、医薬品等の備蓄及び消防施設の整備を進める。
- 4) 情報発信手段となる防災行政無線の整備、多岐に渡る情報伝達機能及び広報の拡充を進める。
- 5) 要配慮者、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した対策計画を進める。
- 6) 他の自治体と連携体制を構築するため、災害時相互応援協定の締結を進める。また、被災した他の自治体の支援体制を構築する。
- 7) 帰宅困難者対策や防火管理等平常時から各企業団体などの協力体制を構築し、災害時

## 第1節 計画の策定方針

における企業との連携を強化する。

- 8) 複合災害または長期間の対応が必要となる災害等、過酷災害への対応体制を構築する。
- 9) 地震対策に役立つ各種調査、研究を進める。

### (2) 災害応急対策

- 1) 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
- 2) 地震情報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整備する。
- 3) 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料、医薬品等の供給、医療や救助等の救援救護活動の充実を図る。
- 4) 消防、水防、警備、交通規制等応急活動の充実を図るとともに対応職員の安全を確保するため装備品等の充実を図る。
- 5) 企業や学校、交通機関等と連携し、情報連絡体制や安全確保など帰宅困難者への支援を図る。
- 6) 印西市被災建築物応急危険度判定震前計画に基づく住宅の応急危険度判定あるいは宅地の危険度判定を実施し、二次災害防止措置を早期に確立させる。
- 7) 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
- 8) 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧及び対策を図る。
- 9) 応急教育の早期実施を図る。
- 10) 災害廃棄物の迅速な処理及び廃棄物広域処理体制の確立を図る。
- 11) 応急仮設住宅の体制整備を図る。
- 12) 災害時の避難所運営など男女共同で参画できる体制の確立を図る。

### (3) 災害復旧対策

- 1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- 2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

## 3 計画の修正

市及び関係機関は、本計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議で審議のうえ修正する。

## 第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務 または業務の大綱

市、一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の所有者・管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

### 1 印西市

- 1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- 2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること
- 4) 災害の防除と拡大防止に関すること
- 5) 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- 6) 災害応急対策用資機材及び災害復旧資機材の確保と物価の安定に関すること
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8) 被災公共施設の応急対策に関すること
- 9) 災害時における文教対策に関すること
- 10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12) 被災施設の復旧に関すること
- 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14) 被災者の生活再建支援に関すること
- 15) 自主防災組織等の育成に関すること
- 16) 防災教育・防災訓練に関すること

### 2 一部事務組合

- (1) 印西地区消防組合
  - 1) 消防に関すること
  - 2) 被災者の救出及び避難に関すること
- (2) 印旛利根川水防事務組合
  - 1) 水防施設資機材の整備に関すること
  - 2) 水防計画の策定と水防訓練に関すること
  - 3) 水防活動に関すること
- (3) 印西地区環境整備事業組合
  - 1) 災害時における廃棄物処理に関すること
  - 2) 災害時における火葬に関すること
- (4) 印西地区衛生組合
  - 1) 災害時におけるし尿処理に関すること
- (5) 長門川水道企業団
  - 1) 水道施設の管理に関すること

- 2) 応急給水等に関する事
- 3) 災害時における防災活動に関する事
- (6) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
  - 1) 水道施設の管理に関する事
  - 2) 災害時における防災活動に関する事

### 3 千葉県

- 1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- 2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- 3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
- 4) 災害の防除と拡大の防止に関する事
- 5) 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
- 6) 災害応急対策用資機材及び災害復旧資機材の確保と物価の安定に関する事
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- 8) 被災県営施設の応急対策に関する事
- 9) 災害時における文教対策に関する事
- 10) 災害時における社会秩序の維持に関する事
- 11) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- 12) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- 13) 被災施設の復旧に関する事
- 14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関する事
- 15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関する事
- 16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- 17) 被災者の生活再建支援に関する事
- 18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

### 4 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
  - 1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
  - 2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
  - 3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
  - 4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
  - 5) 津波、噴火警報等の伝達に関する事
- (2) 関東総合通信局
  - 1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
  - 2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事
  - 3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
  - 4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事

- 5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
- (3) 関東財務局千葉財務事務所
  - 1) 立会関係  
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
  - 2) 融資関係
    - ① 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
    - ② 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
  - 3) 国有財産関係
    - ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
    - ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
    - ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡または貸付に関すること
    - ④ 災害の防除または復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払または貸付に関すること
    - ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付または譲与に関すること
    - ⑥ 県または市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
  - 4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
    - ① 災害関係の融資に関すること
    - ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
    - ③ 手形交換、休日営業等に関すること
    - ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
    - ⑤ 営業停止等における対応に関すること
- (4) 千葉労働局
  - 1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
  - 2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
- (5) 関東農政局
  - 1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
  - 2) 応急用食料・物資の支援に関すること
  - 3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
  - 4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
  - 5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
  - 6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
  - 7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
  - 8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
  - 9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
  - 10) 被害農業者に対する金融対策に関すること
- (6) 関東森林管理局千葉森林管理事務所
  - 1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
  - 2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること



(7) 関東経済産業局

- 1) 生活必需品、復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3) 被災中小企業の振興に関する事

(8) 関東東北産業保安監督部

- 1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全確保に関する事
- 2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

(9) 関東地方整備局

1) 災害予防

- ① 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- ② 通信施設等の整備に関する事
- ③ 公共施設等の整備に関する事
- ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関する事
- ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事

2) 災害応急対策

- ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
- ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
- ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
- ④ 災害時における復旧資機材の確保に関する事
- ⑤ 災害発生が予測されるときまたは災害時における応急工事等に関する事
- ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
- ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
- ⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事

3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(10) 関東運輸局

- 1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- 2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事
- 3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事

(11) 関東地方測量部

- 1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
- 2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事
- 3) 地殻変動の監視に関する事

(12) 東京管区气象台

- 1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事
- 2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事
- 3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事
- 4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事

(13) 関東地方環境事務所

- 1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事



- 2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
  - 3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
  - 4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
- (14) 北関東防衛局
- 1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
  - 2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

## 5 自衛隊

- 1) 災害派遣の準備
  - ① 防災関係資料の基礎調査に関すること
  - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
  - ③ 防災資機材の整備及び点検に関すること
  - ④ 市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種訓練の実施に関すること
- 2) 災害派遣の実施
  - ① 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
  - ② 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

## 6 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - 1) 電気通信施設の整備に関すること
  - 2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
  - 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (2) 日本赤十字社千葉県支部
  - 1) 医療救護に関すること
  - 2) こころのケアに関すること
  - 3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
  - 4) 血液製剤の供給に関すること
  - 5) 義援金の受付及び配分に関すること
  - 6) その他応急対応に必要な業務に関すること
- (3) 日本放送協会
  - 1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
  - 2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
  - 3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
  - 4) 被災者の受信対策に関すること

- (4) 東日本旅客鉄道株式会社
  - 1) 鉄道施設等の保全に関する事
  - 2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
  - 3) 帰宅困難者対策に関する事
- (5) 日本貨物鉄道株式会社
  - 1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
- (6) 東京ガス株式会社
  - 1) ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関する事
  - 2) ガスの供給に関する事
- (7) 日本通運株式会社
  - 1) 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社
  - 1) 災害時における電力供給に関する事
  - 2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
- (9) KDD I 株式会社
  - 1) 電気通信施設の整備に関する事
  - 2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
  - 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
- (10) 日本郵便株式会社
  - 1) 災害時における郵便事業運営の確保
  - 2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
    - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
    - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
    - ③ 被災地あて郵便物の料金免除に関する事
  - 3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事
- (11) ソフトバンク株式会社
  - 1) 電気通信施設の整備に関する事
  - 2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
  - 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
- (12) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
  - 1) 災害時における物資の輸送に関する事

## 7 指定地方公共機関

- (1) 手賀沼土地改良区、印旛沼土地改良区
  - 1) 用排水施設の整備と管理に関する事
  - 2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事
- (2) 東日本ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会
  - 1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事
- (3) 北総鉄道株式会社
  - 1) 鉄道施設等の保全に関する事
  - 2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事

- 3) 帰宅困難者対策に関すること
- (4) 京成電鉄株式会社
  - 1) 鉄道施設等の保全に関すること
  - 2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
  - 3) 帰宅困難者対策に関すること
- (5) 公益社団法人千葉県医師会
  - 1) 医療及び助産活動に関すること
  - 2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (6) 一般社団法人千葉県歯科医師会
  - 1) 歯科医療活動に関すること
  - 2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (7) 一般社団法人千葉県薬剤師会
  - 1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - 2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - 3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (8) 公益社団法人千葉県看護協会
  - 1) 医療救護活動に関すること
  - 2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
- (9) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
  - 1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
  - 2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
  - 3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (10) 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会
  - 1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

## 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 成田赤十字病院
  - 1) 医療施設の保全整備及び復旧に関すること
  - 2) 災害時における医療対策に関すること
- (2) 日本医科大学千葉北総病院
  - 1) 医療施設の保全整備及び復旧に関すること
  - 2) 災害時における医療対策に関すること
- (3) 公益社団法人印旛市郡医師会
  - 1) 医療及び助産活動に関すること
  - 2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会
  - 1) 歯科医療活動に関すること
  - 2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 公益社団法人千葉県柔道整復師会
  - 1) 医療活動に関すること
  - 2) 地区柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (6) 公益社団法人千葉県獣医師会
  - 1) 災害時における獣医療に関すること
- (7) 一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会
  - 1) 被災建築物の応急危険度判定に関すること
- (8) 一般社団法人印旛郡市薬剤師会
  - 1) 医薬品の調達、供給に関すること
  - 2) 県薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
- (9) 成田高速鉄道アクセス株式会社
  - 1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (10) 千葉ニュータウン鉄道株式会社
  - 1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (11) 一般社団法人千葉県タクシー協会
  - 1) 災害時における旅客自動車（タクシー）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (12) 株式会社千葉ニュータウンセンター
  - 1) CATVによる災害情報、避難情報等の放送に関すること
- (13) 株式会社広域高速ネット二九六
  - 1) CATVによる災害情報、避難情報等の放送に関すること
- (14) かもめガス株式会社
  - 1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (15) 社会福祉法人印西市社会福祉協議会
  - 1) 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
  - 2) 災害ボランティアに関すること
- (16) 西印旛農業協同組合
  - 1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - 2) 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等の斡旋に関すること
  - 3) 農業生産資機材及び農家生活資機材の確保に関すること
- (17) 印西市商工会
  - 1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - 2) 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること
- (18) 木下土地改良区
  - 1) 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること
  - 2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
  - 3) たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
- (19) 建設事業者
  - 1) 災害時における道路復旧対策、住宅復旧対策及び建設活動への協力に関すること
- (20) 銀行等金融機関
  - 1) 被災事業者等に関する資金融資に関すること
- (21) 学校等の施設の管理者
  - 1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
  - 2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること
  - 3) 災害時における避難者の収容及び保護に関すること

- (22) 危険物取扱施設等の所有者・管理者
  - 1) 安全管理の徹底に関する事
  - 2) 防護施設の整備に関する事
  - 3) 災害時における防災活動に関する事

## 9 市民及び事業者等

- (1) 市民
  - 1) 自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、住宅・建築物等の耐震診断・改修等地震災害の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、家具の転倒防止、ガス機器の適切な取扱いなどの出火防止対策等、各家庭での身近な地震発生時の備えを講じること
  - 2) 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
  - 3) 市民自らが隣近所、地域で協力し合い、被害を軽減するための行動ができるように、地域コミュニティの形成に努めること
  - 4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- (2) 自主防災組織
  - 1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関する事
  - 2) 情報の収集伝達に関する事
  - 3) 避難誘導、救出救護の協力に関する事
  - 4) 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関する事
  - 5) 被害状況調査等の災害対策の協力に関する事
  - 6) 訓練に関する事
  - 7) 避難行動要支援者の避難支援に関する事
  - 8) 避難所運営に関する事
- (3) 事業所
  - 1) 事業所における建物等の耐震対策や帰宅困難者対策、食料等の備蓄等、防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること
  - 2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
  - 3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること
- (4) ボランティア団体
  - 1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること



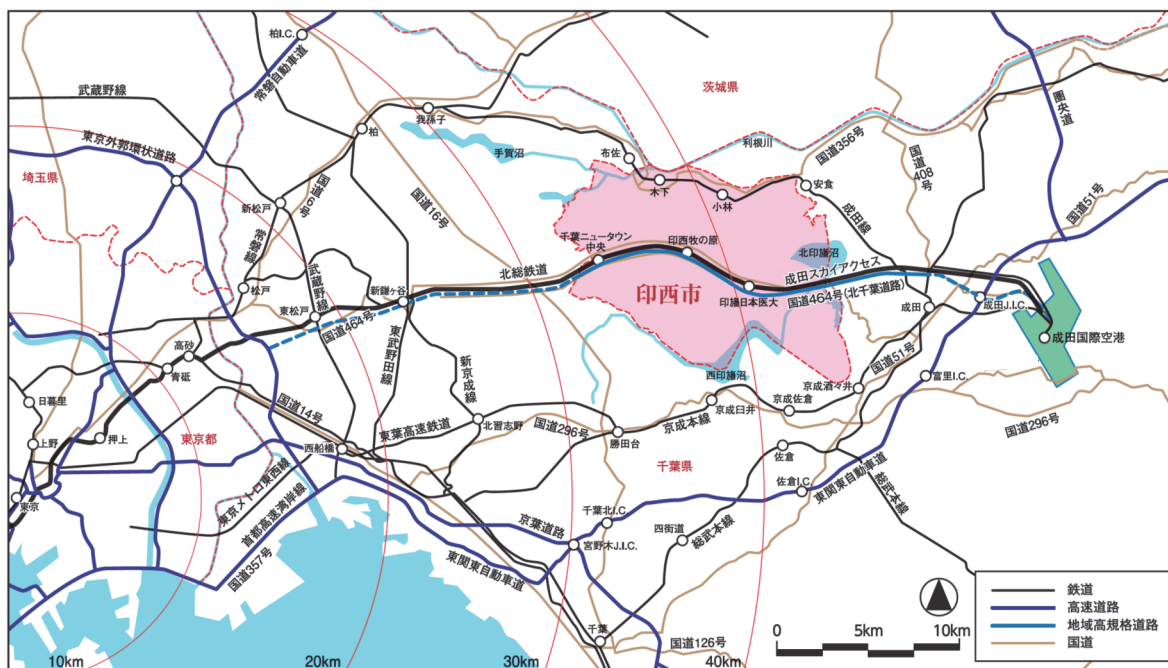
## 第3節 市域の概要

### 1 社会環境

#### (1) 位置・地勢

印西市は、千葉県の北西部、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西部は柏市、我孫子市、白井市に、南部は八千代市、佐倉市、酒々井町に、東部は成田市、栄町に、北部は利根川を挟んで茨城県に接している。

市域は、北部を利根川、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼に囲まれ、標高20～30m程の台地部と湖沼周辺の低地部から構成されている。台地部は、千葉ニュータウン事業により開発された市街地や山林、畑が広がっており、低地部は、恵まれた水辺環境により豊かな水田地帯が形成されている。また、台地部と低地部の境には、印旛沼や手賀沼などに流れ込む大小の河川の浸食作用によって枝状に形成された下総台地特有の谷津が広がり、里山と呼ばれる地域景観が見られる。

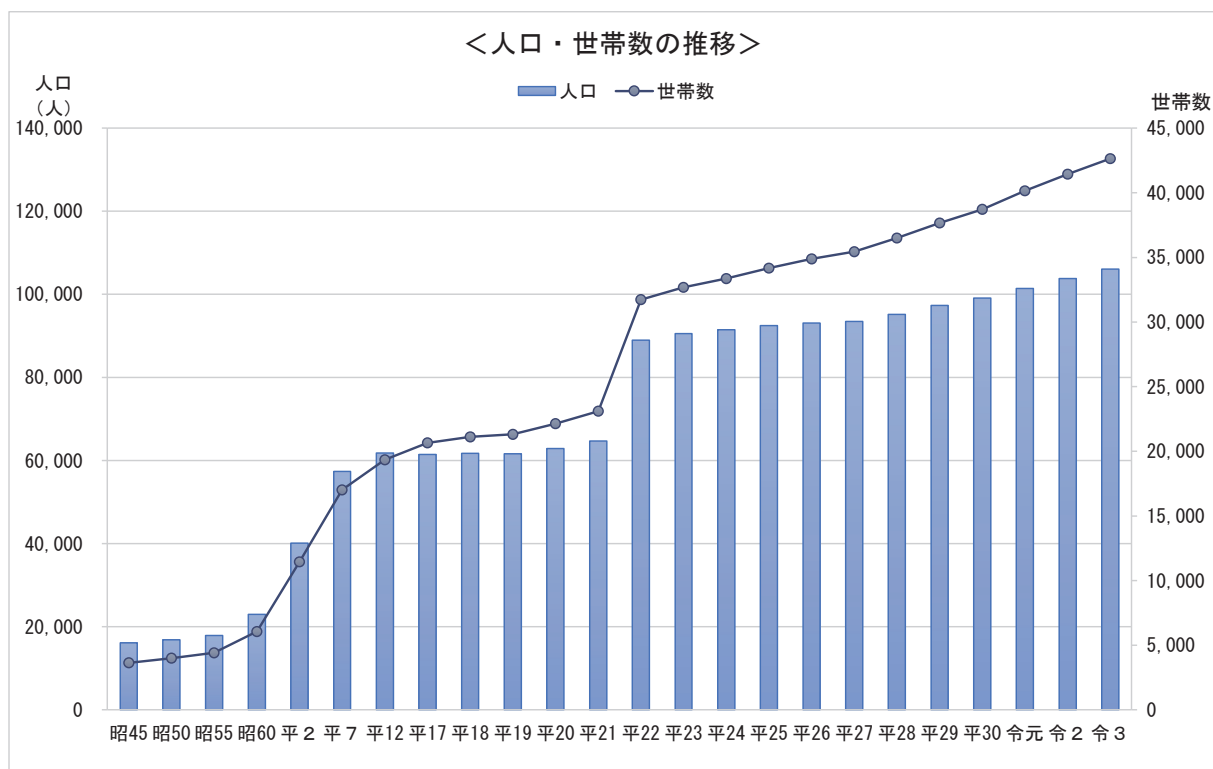


〈印西市の位置〉

#### (2) 人口

印西市の人口は、昭和50年代には2万人未満であったが、令和3年3月には106,800人となり、平成22年の合併時よりも17,082人（19%）増加しており、人口は未だ増加傾向にある。

主な人口増加要因は、千葉ニュータウン事業等の宅地開発によるものである。旧印西市においては昭和59年の千葉ニュータウン中央駅圏の「木刈・内野地区」などへの入居、旧本柵村においては平成9年の印西牧の原駅圏の「滝野地区」への入居、旧印旛村においては平成12年の印旛日本医大駅圏の「いには野地区」への入居が人口増の起点となっている。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（昭和45～55年は10月1日、それ以降は3月31日時点）

### (3) 交通・ライフライン

市内の主要な道路は、一般国道356号、一般国道464号、一般県道千葉ニュータウン北環状線及び一般県道千葉ニュータウン南環状線が東西方向に走り、さらに南北を放射状に結ぶ複数の県道、これらの道路を軸とした幹線市道の整備によって広域的なネットワークを形成している。鉄道については従来からのJR成田線、北総線に加え、平成22年7月に成田スカイアクセスが開業したことで東京・成田への近接性が増し、利便性の向上が図られた。

ライフラインのうち、水道については、市営である印西市水道事業のほか、千葉ニュータウン区域は千葉県水道事業、本埜地区は一部を長門川水道企業団水道事業と、市全域で3つの水道事業が存在し、それぞれの地域において水の供給を行っている。下水道普及率は、82.8%（令和2年3月31日現在）である。また、ガスは都市ガス及びプロパンガス、電力は東京電力パワーグリッド株式会社により供給されている。

## 2 自然環境

### (1) 地形

印西市の地形は、標高5m程度の沖積低地、標高20～30m程度の平坦な下総台地と、湖沼周辺の低地により構成されている。谷が台地に深く入り込む谷津と呼ばれる地形と斜面緑地により、本市の特徴的な景観が形成されている。

本市は、南東部に印旛沼、北西部に手賀沼、北部には利根川水系の多くの川に囲まれているほか、調整池や湧水なども多数点在しており、県内でも豊かな水資源を持つ地域である。

一方で、低地では、水害の危険性が高く、特に旧河道や後背湿地は周囲に比べ地盤高が低いため、洪水流が流入しやすく、かつ排水性能が悪いため、浸水被害の影響が大きくなる傾向がある。また、台地・段丘上の凹地・浅い谷が分布している地域においても、浸水被害を



受ける恐れがある。

#### (2) 地質・地盤

低地部は、台地・段丘から浸食されて堆積した締まりの緩い粘土・シルト・砂からなり、この地層が地表面下 20～30mまで分布する、いわゆる軟弱地盤を形成している。このような土地では、地震時の「ゆれ」が大きくなり、建物等の被害が大きくなる特徴がある。また、砂層が分布するところでは、地震時に砂が流動する「液状化現象」が発生しやすく、建造物や盛土の不同沈下や地割れ等のおそれがある。

台地・丘陵部では、地表面下 10m程で堅硬な地盤が現れる良好な地盤であるが、一部、谷筋を埋立てた人工地形に軟弱地盤が分布する。

#### (3) 気候

印西市の気候は、おおむね温暖である。平成 15 年から平成 24 年までの年平均気温は 14.4～15.5℃、年間降水量は 1,248.5～1,844.5mm（平成 15 年～24 年：印西市統計書データいんざい 2020）、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が多く吹く傾向にある。

## 第4節 災害の想定

### 1 地震動・液状化の想定

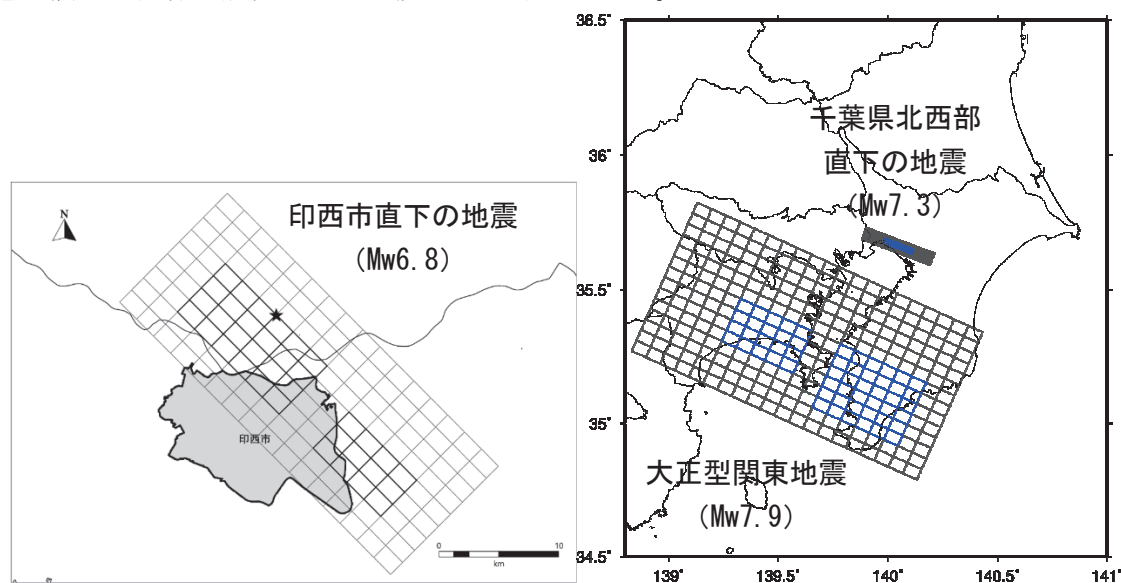
#### (1) 想定地震

令和2・3年度に印西市が実施した防災アセスメント調査において、平成23年度に印西市が実施した防災アセスメント調査、平成24年度に中央防災会議が実施した首都直下地震の被害想定、平成26・27年度に千葉県が実施した地震被害想定調査を参考として、「印西市直下の地震」、「千葉県北西部直下の地震」、「大正型関東地震」を設定し、被害想定を行った。

印西市とその周辺の地域には、想定地震の根拠となる活断層が認められない。しかし、フィリピン海プレートの沈み込みに伴い発生するマグニチュード7級の首都直下地震の発生が懸念される。

「印西市直下の地震」は、今後30年以内に、南関東において、マグニチュード7級の地震の発生確率が70%程度とされていることと、内閣府「地震防災マップ作成のすすめ」に基づく「全国どこでも起こりうる直下の地震」を根拠に設定したものである。

「千葉県北西部直下の地震」、「大正型関東地震」は、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査と同様の震源モデルを設定したものである。



〈想定地震の震源断層位置〉

〈想定地震の震源断層の諸元〉

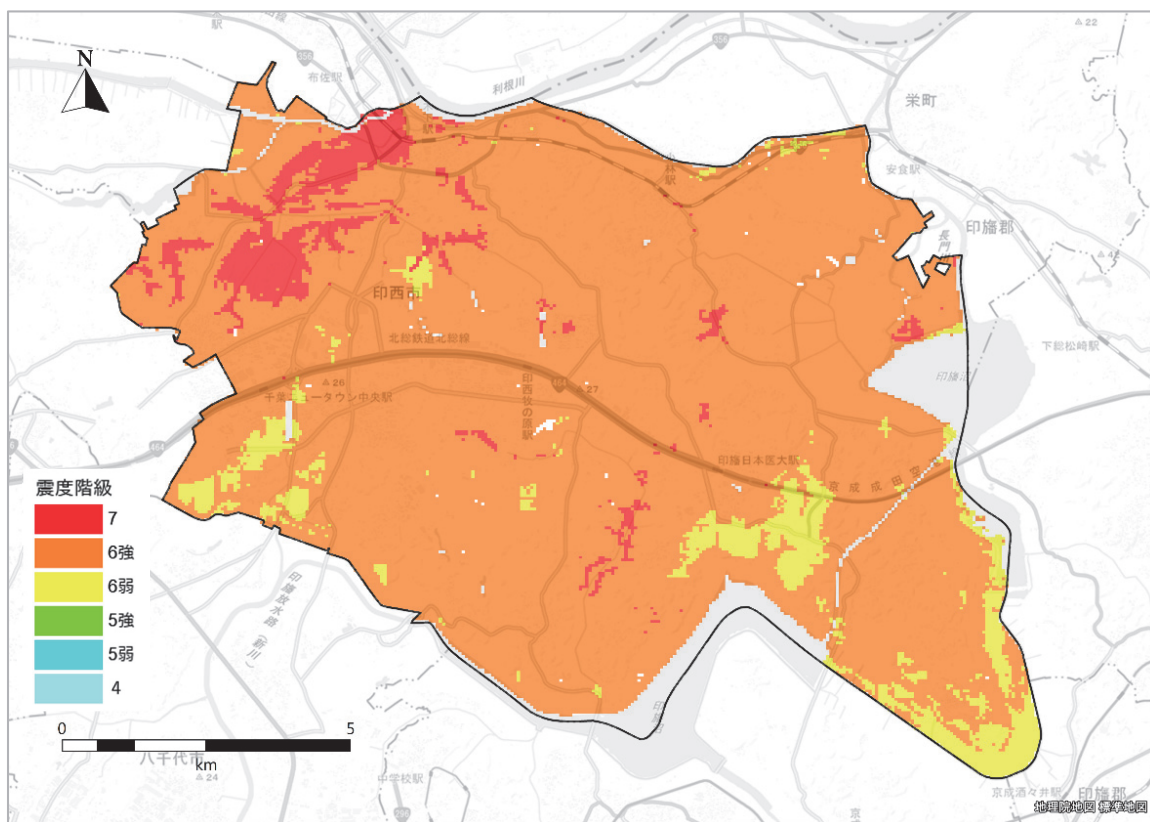
	印西市直下の地震	千葉県北西部直下の地震	大正型関東地震
規模	Mw <sup>*</sup> 6.8	Mw7.3	Mw7.9
長さ	80km	28.1km	130km
幅	18km	32.1km	70km
上面深さ	5km	30km	3.76km

※令和2・3年度に印西市が実施した防災アセスメント調査より。

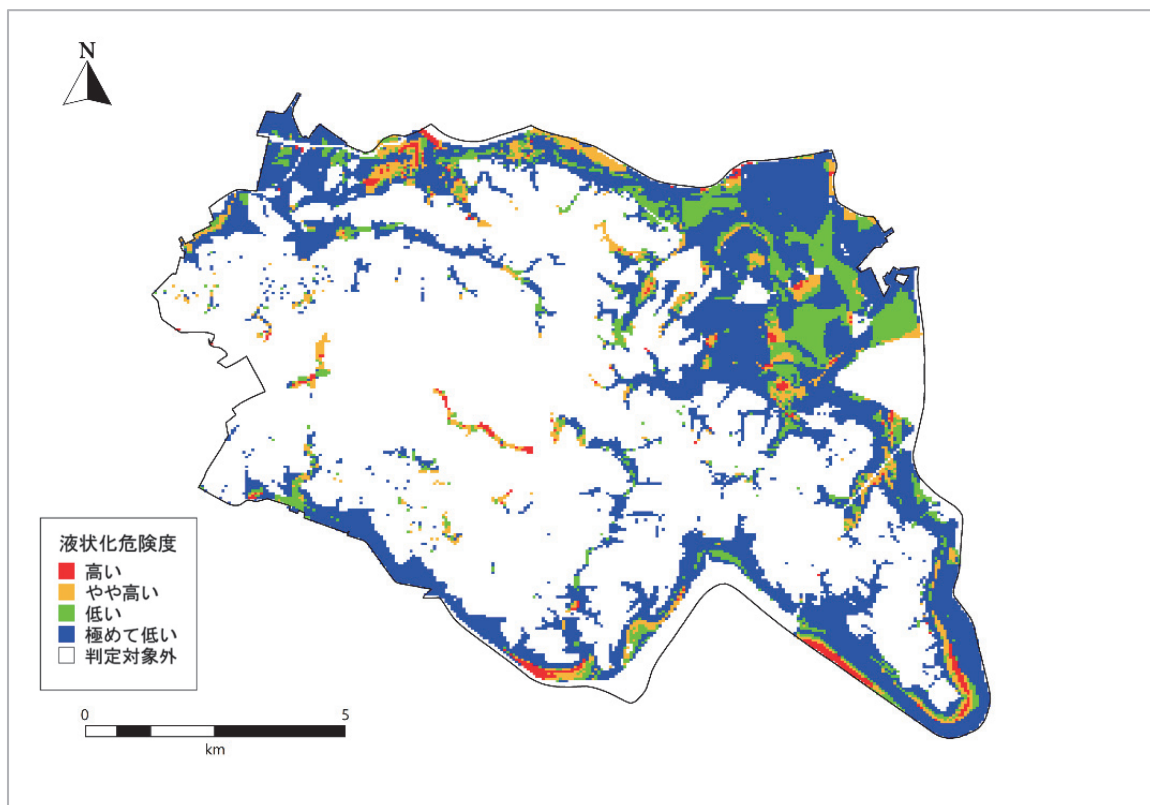
※Mw（モーメントマグニチュード）：地震の規模を示す。Mwは地震による岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ＝モーメント）を表している。一方、M（気象庁マグニチュード）は気象庁が定めた方式であり、陸域の浅い地震は  $Mw=0.78M+1.08$ 、プレート境界の地震は  $Mw=M$  の関係式にある。

(2) 地震動・液状化

「印西市直下の地震」の震度は震度6弱～震度7、液状化危険度は低地部において液状化危険度が高いと予測された。



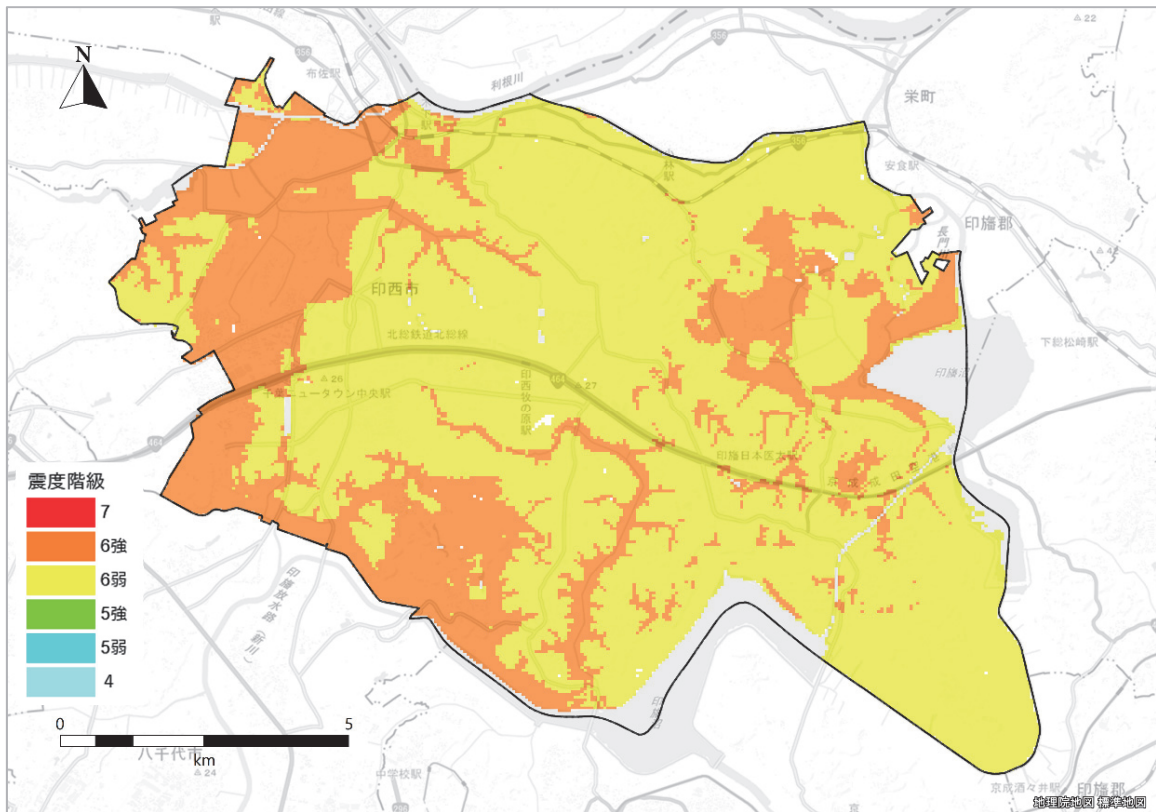
〈印西市直下の地震 (Mw6.8) による震度分布図〉



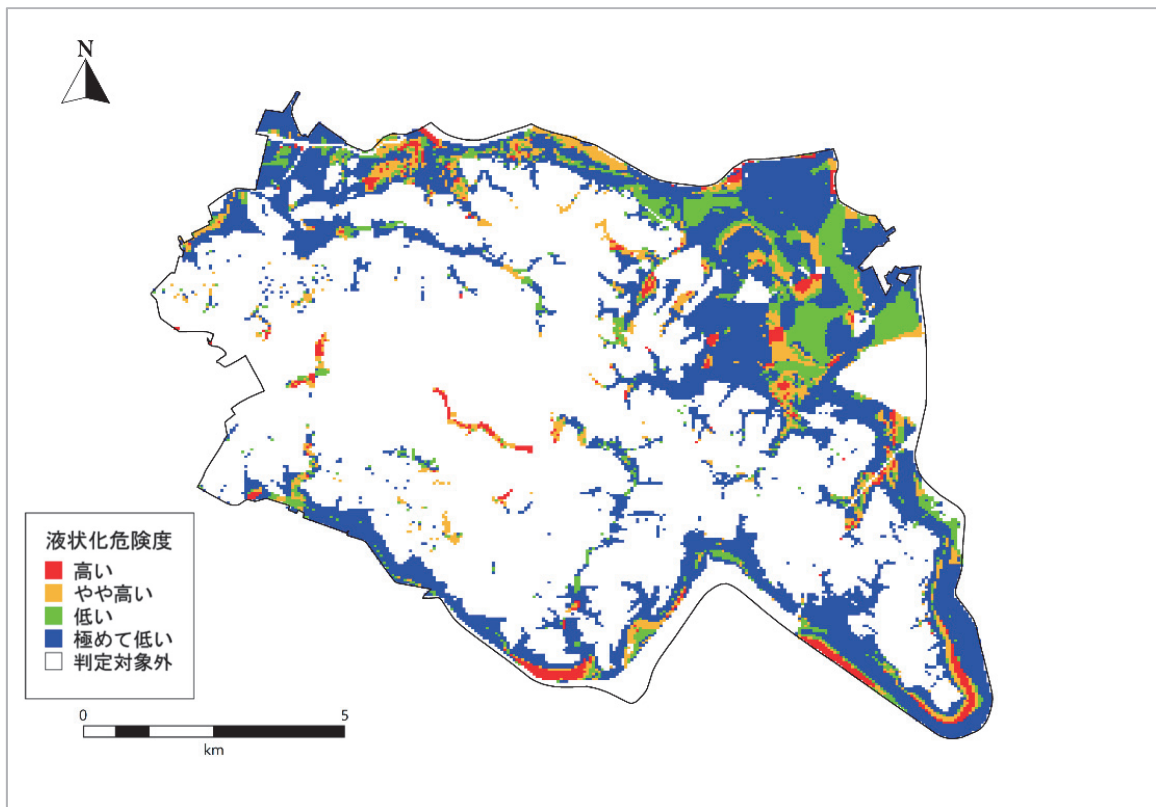
〈印西市直下の地震 (Mw6.8) による液状化危険度分布図〉

第4節 災害の想定

「千葉県北西部直下の地震」の震度は震度6弱～震度6強、液状化危険度は、「印西市直下の地震」とほぼ同様に、低地部において液状化危険度が高いと予測された。



〈千葉県北西部直下の地震（Mw7.3）による震度分布図〉

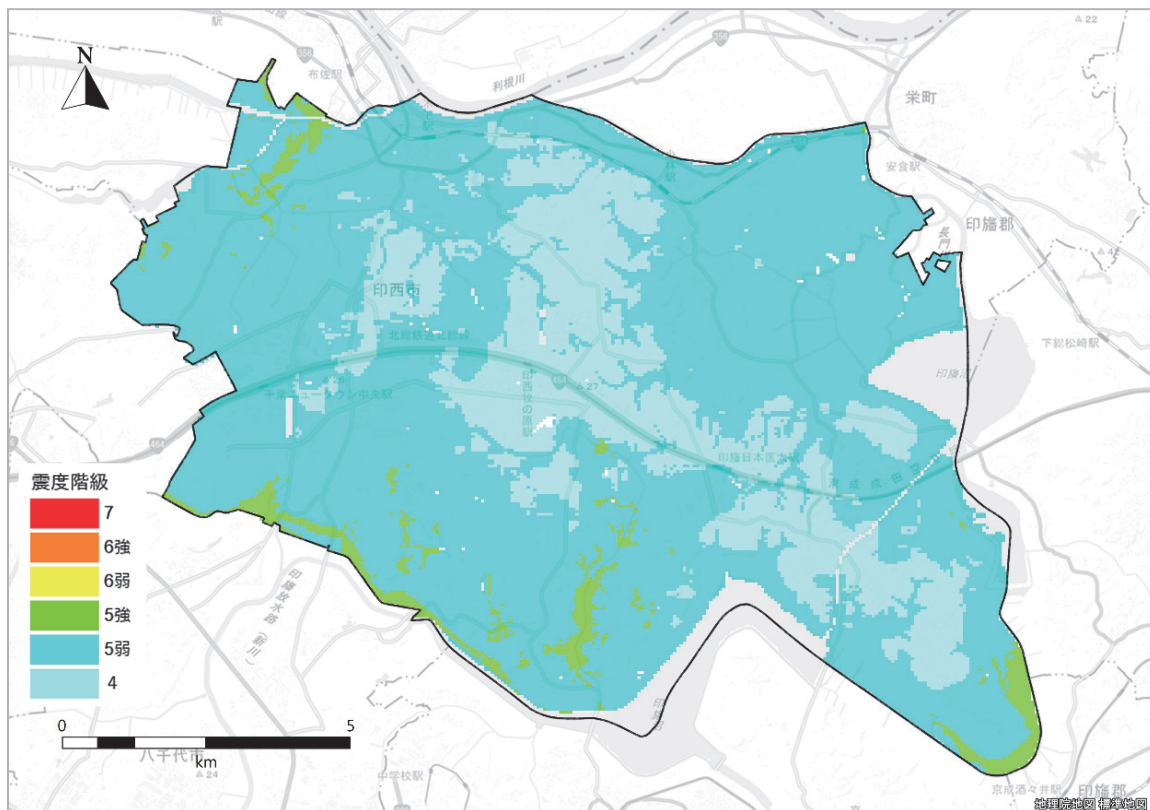


〈千葉県北西部直下の地震（Mw7.3）による液状化危険度分布図〉

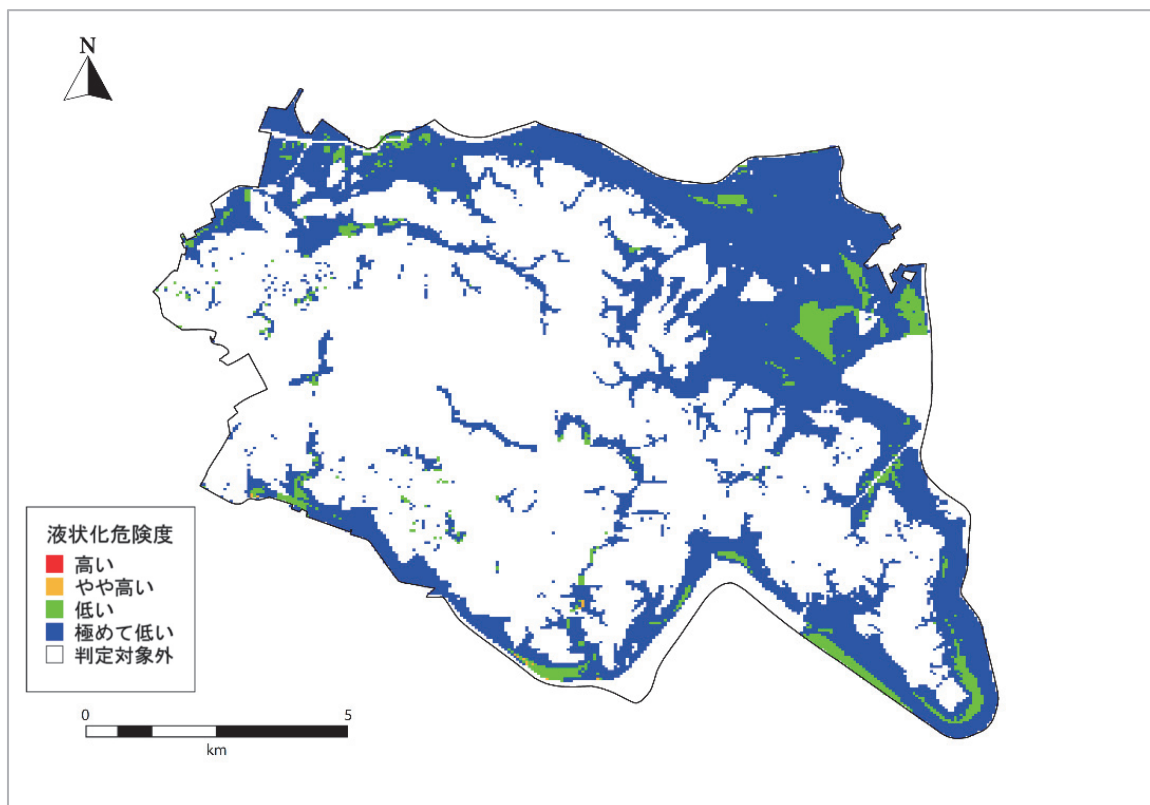


#### 第4節 災害の想定

「大正型関東地震」の震度は震度4～震度5強、液状化危険度は、低地部において液状化危険度が低い、又は極めて低いと予測された。



〈大正型関東地震 (Mw7.9) による震度分布図〉



〈大正型関東地震 (Mw7.9) による液状化危険度分布図〉

## 2 被害の概要

建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物の予測結果は次のとおりである。

計画の策定においては、被害量が多い「印西市直下の地震」を想定地震とする。

### 〈建物被害の予測結果〉

想定地震	建物棟数 (棟)	揺れによる被害(棟)		液状化による被害(棟)		急傾斜地崩壊による被害(棟)		焼失棟数(棟)		全壊+焼失棟数 (棟)
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	冬18時強風		
印西市直下の地震	30,390	2,780	3,430	5	53	3	8	983	3,771	
千葉県北西部直下地震		1,453	2,431	6	57	3	8	340	1,802	
大正型関東地震		0	0	1	5	-	-	0	1	

※四捨五入により、合計の合わない場合がある。0は1未満を、「-」は0を示す。

※焼失棟数は、被害が最も大きくなると想定される冬18時強風時を示す。

### 〈人的被害の予測結果〉

想定地震	冬5時強風(7m/s)			夏12時強風(7m/s)			冬18時強風(7m/s)		
	死者 (人)	重傷者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	重傷者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	重傷者 (人)	負傷者 (人)
印西市直下の地震	189	267	793	189	256	767	207	270	793
千葉県北西部直下地震	94	139	519	94	132	496	100	139	511
大正型関東地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※0は1未満を示す。

### 〈急傾斜危険地の地震時危険度ランク判定結果〉

危険度 ランク	急傾斜危険地(箇所)		
	印西市直下の地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
A	12	12	0
B	0	0	8
C	1	1	5

※ランク A：危険性が高い、ランク B：危険性がある、ランク C：危険性が低い

### 〈上水被害の予測結果〉

地震	給水人口 (人)	断水人口(人)												
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後	
印西市直下の地震	86,285	78,301	77,200	75,955	74,222	72,589	70,867	68,555	66,055	50,264	35,239	23,899	21,260	
千葉県北西部直下地震		66,267	64,070	61,591	58,864	56,308	53,763	50,496	47,435	30,491	18,563	10,950	9,402	
大正型関東地震		1,158	929	798	657	489	434	372	318	4	1	0	0	

地震	給水人口 (人)	断水率												
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後	
印西市直下の地震	86,285	90.7%	89.5%	88.0%	86.0%	84.1%	82.1%	79.5%	76.6%	58.3%	40.8%	27.7%	24.6%	
千葉県北西部直下地震		76.8%	74.3%	71.4%	68.2%	65.3%	62.3%	58.5%	55.0%	35.3%	21.5%	12.7%	10.9%	
大正型関東地震		1.3%	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

※0は1未満を示す。

### 〈下水道被害の予測結果〉

地震	処理人口 (人)	機能支障人口(人)												
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後	
印西市直下の地震	82,104	3,874	3,818	3,711	3,605	3,438	3,282	3,113	2,994	1,828	1,101	683	581	
千葉県北西部直下地震		1,912	1,824	1,710	1,600	1,498	1,398	1,276	1,205	633	342	198	163	
大正型関東地震		19	11	6	4	4	2	1	1	1	1	1	1	

地震	処理人口 (人)	機能支障率												
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後	
印西市直下の地震	82,104	4.7%	4.7%	4.5%	4.4%	4.2%	4.0%	3.8%	3.6%	2.2%	1.3%	0.8%	0.7%	
千葉県北西部直下地震		2.3%	2.2%	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	0.8%	0.4%	0.2%	0.2%	
大正型関東地震		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

地震	被害延長(m)	被害率
印西市直下の地震	35,450	7.0%
千葉県北西部直下地震	20,228	4.0%
大正型関東地震	2,025	0.4%

※0は1未満を、「-」は0を示す。

第4節 災害の想定

〈都市ガス被害の予測結果〉

地震	供給戸数 (戸)	供給停止 戸数(戸)	焼失戸数 (戸)	機能支障戸数(戸)											
				直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	21日後	28日後	30日後
印西市直下の地震	30,488	29,630	1,684	27,946	27,528	27,524	27,509	27,488	27,434	27,372	27,283	26,114	23,225	4,645	-
千葉県北西部直下地震		24,962	553	24,409	20,271	20,247	20,203	20,151	20,067	19,970	19,843	18,355	15,261	3,052	-
大正型関東地震		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※0は1未満を、「-」は0を示す。

〈LPガス被害の予測結果〉

LPガス漏洩被害件数(件)		
印西市直下の地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
1,866	527	0

〈電力被害の予測結果〉

地震	電灯軒数 (戸)	停電軒数(戸)									
		直後	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後	
印西市直下の地震	42,637	40,719	25,456	15,881	9,482	5,629	3,201	1,672	909	-	
千葉県北西部直下地震		37,311	15,667	7,809	3,845	1,968	984	392	174	-	
大正型関東地震		2,719	91	0	0	-	-	-	-	-	

※0は1未満を、「-」は0を示す。

〈鉄道被害の予測結果〉

路線名	区間	駅間数 (区間)	印西市直下の地震		千葉県北西部直下地震		大正型関東地震	
			発災直後 不通駅間数(区間)	復旧日数 (日)	発災直後 不通駅間数(区間)	復旧日数 (日)	発災直後 不通駅間数(区間)	復旧日数 (日)
			成田線	布佐～安食	3	3	8	1
北総線	小室～印旛日本医大	3	3	8	1	8	-	-
成田空港線	印旛日本医大～成田湯川	1	1	3	-	-	-	-

※「-」は0を示す。

〈避難者数の予測結果〉

想定地震	避難者数 直後(人)			避難者数 1日後(人)			避難者数 1週間後(人)			避難者数 2週間後(人)			避難者数 1ヶ月後(人)		
	避難所	避難所外	避難所	避難所	避難所外	避難所	避難所	避難所外	避難所	避難所	避難所外	避難所	避難所	避難所外	
印西市直下の地震	14,733	8,840	5,893	17,348	10,409	6,939	30,386	15,193	15,193	43,297	17,319	25,978	32,822	9,847	22,975
千葉県北西部直下地震	7,406	4,444	2,962	9,651	5,791	3,861	19,042	9,521	9,521	25,356	10,143	15,214	15,708	4,712	10,995
大正型関東地震	5	3	2	38	23	15	84	42	42	7	3	4	5	1	3

〈帰宅困難者の予測結果〉

	人数(人)	帰宅困難者数(人)
印西市への通勤・通学者	18,496	7,462
印西市からの通勤・通学者	31,736	19,110
合計	50,232	26,572

※通勤・通学者は自家用車等の利用者も含む最大数を対象としている。

〈医療機能支障の予測結果〉

	対応可能 入院患者数(人)	要転院 患者数(人)	重傷者数+ 病院死者数(人)	対応可能 外来患者数(人)	軽傷者数 (人)	医療対応力不足数	
	入院対応	外来対応				入院対応	外来対応
印西市直下の地震	1,552	2,043	291	15,141	523	791	-
千葉県北西部直下地震	2,090	1,039	149	20,383	372	-	-
大正型関東地震	2,118	982	0	20,645	0	-	-

※0は1未満を、「-」は0を示す。



## 〈災害廃棄物量の予測結果〉

		印西市直下の地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
廃棄物量(t)		467,056	249,157	199
うち可燃物(t)		73,135	41,032	36
焼却施設のごみ処理能力		300t/日		
残り廃棄物量(t)	1日後	72,835	40,732	-
	2日後	72,535	40,432	-
…				
処理所要日数		244日	137日	1日

※「-」は0を示す。

## 3 災害の履歴

本市は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、震度6弱の揺れを記録した。この地震により、低地で液状化現象が発生し、負傷者7名、家屋に多くの被害が発生した。

## 〈東日本大震災による被害〉

- (1) 人的被害  
負傷者7名
- (2) 建物被害  
全壊11棟、半壊74棟、一部損壊2,212棟
- (3) その他  
ブロック塀等の倒壊、墓石倒壊等多数被害報告あり
- (4) 道路被害  
市道12箇所通行止め措置
- (5) ライフライン被害
  - ・水道（断水→復旧）  
長門川水道企業団 一部断水中  
市営水道 復旧（12日・早朝）
  - ・電気（停電→復旧）  
東京電力（12日2時市内全域復旧確認）
  - ・ガス（大きな被害報告なし）
  - ・電話（大きな被害報告なし）

※総務省消防庁（平成27年3月9日）、防災アセスメント報告書等による。

## 第5節 減災目標

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 予防対策による減災	各部
2 応急対策による減災	各部
3 復旧・復興対策による減災	各部

### 〈計画の方針と目標〉

- ・減災施策を推進することにより、想定される死者数を半減させるとともに、経済被害の半減を目標とする。
- ・減災施策の目標達成年次を令和7年度とする。

### 1 予防対策による減災

- (1) 公共施設の耐震化及び長寿命化の推進
- (2) 住宅及び特定建築物の耐震化の推進
- (3) 道路、橋梁等の整備の推進
- (4) 総合防災訓練の実施と地域防災力の向上
- (5) 情報通信手段の整備
- (6) ライフライン関係施設の耐震化と関係事業者との連携強化
- (7) 土砂災害対策の推進
- (8) 防災講座、防災教育の推進
- (9) 消防団員の確保推進
- (10) 自主防災組織の活性化

### 2 応急対策による減災

- (1) 災害対策本部の機能強化
- (2) 受援体制の整備
- (3) 避難者対策の推進
- (4) 要配慮者への支援の充実
- (5) 医療救護体制の整備
- (6) 避難生活パトロール体制の整備
- (7) 物資等供給体制の整備
- (8) 協定協力企業との連携強化
- (9) 生活衛生環境の確保
- (10) し尿・ごみ・がれき対策の推進

### 3 復旧・復興対策による減災

- (1) 復旧・復興体制の整備
- (2) 応急仮設住宅等の住宅供給体制の整備

- (3) 都市基盤施設の復旧・復興対策の検討
- (4) 被災者の生活支援対策
- (5) 農林業等への支援対策
- (6) 災害時保健活動の推進
- (7) 福祉サービスの確保

